

博 管 第 1 2 号  
令和 5 年 7 月 28 日

博多間税会  
会長 安恒 寿人 殿

博 多 税 務 署 長  
田 尻 寿 人



### 国税の税務相談に関する周知・広報について（依頼）

税務行政につきましては、平素より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国税庁では、国税に関する相談について、具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、電話での回答が困難な相談については、従来から、税務署において事前に予約を受けた上で、面接により対応することとしていますが、令和5年8月以降、相談時間の確保及び来署者の待ち時間の削減のため、上記以外の全ての相談についても、面接による相談を希望される場合は、原則として事前に予約を受けた上で対応することといたします。

つきましては、本件の趣旨を御理解いただき、会員の皆様へ周知いただきますよう、御協力をお願い申し上げます。

なお、来署せずとも自宅やオフィス等から解決できる方法として、国税庁ホームページのタックスアンサーやチャットボット等のほか、職員が電話でお答えする電話相談センターをご用意していますので、是非ご利用いただきますよう併せて周知をお願いいたします。